

【諮問第297号】

4川情個第32号
令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和4年3月8日付け3川総コ第174号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った開示請求に対する拒否処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年3月14日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」（以下「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）をいう。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、総務企画局情報管理部ICT推進課保有分として、平成31年3月28日付け30川総I第675号で、部分開示処分（以下「原処分1」という。）を行った。また、財政局税務部市民税管理課（以下「市民税管理課」という。）保有分として、同日付け30川財市管第604号で、部分開示処分（以下「原処分2」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、原処分1及び原処分2に対して、令和元年6月17日付けで、審査請求を行った。実施機関は、対象公文書を追加で特定し、同年9月6日付け31川財市管第344号で市民税管理課保有分の部分開示処分を行った。その後、当審査会の調査により判明した契約に関する文書につき、改めて対象公文書として特定し、開示・不開示の処分をするべきと令和3年4月20日付けで答申が示された（当審査会諮問第287号事件）。
川崎市長は原処分2を取り消す裁決をし、実施機関は契約に関する文書である対象公文書を「委託先と再委託先との契約に関する文書 ①業務委託基本契約書、②機密保持契約書、③誓約書」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、令和3年6月16日付けで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、本件処分に対して、令和3年8月3日付け審査請求書で、本件処分のうち不開示とした部分をいずれも取り消すとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問第297号事件）。

3 審査請求人及び補佐人の主張要旨

令和3年8月3日付け審査請求書、令和3年10月5日付け反論書、令和4年1月11日付け再反論書、令和4年2月10日実施の審査庁による口頭意見陳述聴取、令和4年6月1日付け意見書及び令和4年10月21日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取によれば、審査請求人及び補佐人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第8条第2号アについて、その趣旨は、「法人の権利」にせよ、「競争上の地位」にせよ、「正当な」利益と言えないものについては、開示することで法人の不利益になるとしても開示しなければならないということである。そして、正当

な利益と言えるかについては、開示により得られる利益との利益衡量を踏まえた判断をする必要がある。

本件対象公文書は、いずれも委託先と再委託先との間の文書であるが、番号法第10条第1項に違反して再委託をし、関係者のプライバシーに脅威をもたらしたことは公益的にも重大な問題であり、委託先と再委託先との間でどのような契約がなされたかも含めて、真相を明らかにして違法な再委託の原因分析、再発防止策を検討することの利益が大きい。

また、本件対象公文書を開示することにより、法人の正当な利益が害されるおそれがあることを裏付ける客観的な証拠、資料等は実施機関から提出されておらず、何ら立証されていない。不開示事由の立証責任は実施機関にある。

したがって、開示する利益が開示にしない利益に優先し、本件対象公文書はいずれも条例第8条第2号アに該当しない。

- (2) 条例第8条第2号イについて、実施機関は、本件対象公文書は、通常は公にならない契約内容等が記載された文書であり、委託先が、本市からの要請を受けて任意に提供した文書であるため、条例第8条第2号イに該当すると主張する。

しかし、実施機関は、当該文書は、通常は公にならない契約内容等が記載された文書であること、委託先が、本市からの要請を受けて任意に提供した文書であることを裏付ける客観的な証拠、資料を提出しておらず、条例第8条第2号イに該当することにつき、何ら立証していない。

実施機関が示した添付書類の「市民税・県民税データ入力業務の再委託に関する質問書について」（以下「質問書について」という。）は通例として公にしないこと、任意に提供したことを根拠づけるものではない。

したがって、本件対象公文書はいずれも条例第8条第2号イに該当しない。

- (3) 公文書は、憲法や条例の規定からも開示されることが大原則であり、公文書の開示が、国民、市民による行政の監視・参加の充実に資するものであるため、不開示となる場合は極めて制限的でなければならない。審査請求人が行っている同様の審査請求手続において、他の地方公共団体では、「再委託先会社名」、「営業上の情報」が実際に開示されても法人の正当な利益が害されていないため、本件対象公文書を開示しても法人の正当な利益が害されるおそれはない。

- (4) 他の地方公共団体の答申及び裁決における解釈が、本件においても反映されるべきである。不開示事由について、例えば条例第8条第2号アは、他の地方公共団体の情報公開条例でもほぼ同じ条文上の規定である。それにもかかわらず、その条例上の不開示事由の解釈が区々であれば、恣意的な判断を許容することになり、明らかに不当である。

4 実施機関の主張要旨

令和3年9月6日付け弁明書、令和3年12月6日付け再弁明書、令和4年2月10日実施の審査庁による口頭意見陳述聴取及び令和4年7月8日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとお

りである。

- (1) 条例第8条第2号アについて、本件対象公文書を拒否処分としたのは「再委託先会社名」及び「営業上の情報」が記録されており、開示することにより、委託先及び再委託先の正当な利益を害するおそれがあるためである。これらのうち、「再委託先会社名」については、公表されておらず、公表することについて再委託先から同意を得ている情報ではなく、これを開示すれば、風評被害等により再委託先の社会的信用が低下するおそれがある。また、民間企業の取引先に関する情報でもあり、営業上の秘密に当たる。「営業上の情報」についても、委託先と再委託先との間で交わされた契約内容に関する情報は、民間企業たる委託先の業務内容に関わる情報であり、委託先の営業上の秘密に当たる。

以上のことから、これらの情報を広く公にすることは、法人の社会的信用や営業上の秘密という正当な利益を害するおそれがあるため、不開示としたものである。

開示により得られる利益について審査請求人の利益衡量の主張が適当であるとした場合、開示・不開示それぞれの場合により生ずる、又は生ずるおそれのある法人・公益上の利益・不利益を、個別・具体的に比較するべきであると考え、審査請求人の主張は抽象的なものに留まっている。

なお、「社会的信用」、「営業上の秘密」といった法人の正当な利益については、法令上又は社会通念上も、当然に保護されるべきものであり、それが保護されるに当たり、害されるおそれがあることの客観的な証拠や資料による裏付けを必ずしも必要とするものではない。

- (2) 条例第8条第2号イについて、本件対象公文書は、法令の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報には該当せず、当該再委託に係る本市による調査に関係して、添付書類の「質問書について」による本市からの要請を受けて、委託先が任意で提供したものであり、また、民間企業間で交わされた契約に関する文書であることから、文書の性質として通例は公にされないものであり、委託先から本市へ任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであるため、不開示としたものである。

実施機関が、客観的な証拠又は資料の提出をしていないのは、委託先と再委託先との間の契約に関する文書である以上、文書の性質として、通常は公にならない契約内容等が記載されていることは当然であり、そのことを本件対象公文書の開示以外の方法で裏付けることは困難であるためである。

- (3) 再委託先会社名が開示された場合、再委託先が法令違反行為に関与した会社として公衆に認知され、無許諾による再委託であることを知りながら業務を行ったと誤解されるおそれがあると判断した。そのようなところから、社会的信用の失墜や取引先との関係悪化などを招き、業務への支障、業績の悪化などが生じるおそれがあると考えている。実施機関では再委託先名等の公表について、意見照会を委託先及び再委託先に行い判断している。

- (4) 審査請求人は、他の地方公共団体の審査請求に係る答申及び裁決における解釈

が、本件処分においても反映されるべきであると主張するが、他の地方公共団体は、当該地方公共団体の条例に基づき、個別具体的に判断していると考えられることから、本件において、不開示事由の該当性を判断する際に、同様の解釈をすべきということにはならない。

審査請求人は「法人の正当な利益が害されたという事情は見当たらない」ことを理由としているが、あくまで審査請求人の持つ情報の範囲内だけでの主観的な判断であり、納得できるものではない。

また、添付書類「質問書について」には何ら強制的な資料の提出を命令する文言はなく、あくまで任意提供を依頼していたところ、公にしないとの条件付きで、委託先から本件事案の調査協力のために任意で提供があったものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象公文書は、いずれも本市による市民税・県民税データ入力業務に関連した委託先と再委託先との契約に関する書面であることは明らかであるところ、当事者の主張によれば、これらの文書が条例第8条第2号ア及びイに該当するかが争点となっていることは明らかである。

そこで本審査会では、本件対象公文書を見分したところ、実施機関の主張のように、本件対象公文書が委託先と再委託先との契約関連文書の調査過程において得られた資料であることが認められる一方、委託先から任意に提供された文書であったとする点は信頼に足る事実と思われるため、以下、この点に係る条例第8条第2号イの該当性について判断することとする。

- (2) 条例第8条第2号イは「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定される所、これは、公にしないとの条件が合理的である場合に、提供元である法人の利益を保護しようとする趣旨であり、実施機関が付与された権限に基づき取得した文書とは異なるものを指すと解される。

- (3) そこで、本件対象公文書につき検討するに、公にしないことを条件に提供されたとの事実が認められることのほか、任意に提供されたとの条件を付することの合理性については、本市が本件対象公文書を取得した経緯に照らして判断されるべきところ、当該文書のいずれも本市の調査過程において提供されたものであることから、条件を付することの合理性が認められるべきである。このことは、当該調査が行われたのが、番号法の規定に反して本市に無許諾で再委託が行われたことに伴うことが明らかであったとしても同様であり、その他本件事実関係から、提供条件に合理性がないと解すべき事由も見当たらない。

したがって、本件対象公文書は、条例第8条第2号アの該当性を判断するまでもなく、同号イに該当する。

以上の次第で、前記 1 に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 石野百合子

委員 嘉藤亮

委員 友岡史仁

委員 中島美砂子